

平成17年11月15日

北広島市教育委員会 様

北広島市立小学校及び中学校
通学区域審議会
会 長 松 本 懿

北広島市の小学校における適正規模について(中間答申)

このことについて、別紙のとおり中間答申する。

なお、今後の適正配置の議論に向けて、教育委員会においては、保護者や地域住民の方々の意向を十分反映できるよう配慮願いたい。

北広島市立小学校の適正規模について

中間答申

北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会

北広島市立小学校の適正規模について

～ 中間答申 ～

答申にいたる経過	1
はじめに	1
1、学校規模の現状について	1
平成17年度の小学校の学級数	2
2、適正規模を考える視点	3
(1) 適正規模を検討する根拠	3
3、北広島市における小学校の適正規模に関する審議会の 検討結果	4
(1) 適正規模に関する基本的な考え方	4
①教育活動上から	4
②生徒指導上から	4
③学校運営上などから	5
(2) 適正規模について	5

答申にいたる経過

はじめに

北広島市は、昭和43年の道営北広島団地の造成決定を契機に、北海道住宅供給公社や民間の住宅団地の開発、市が積極的に進めてきた区画整理事業、さらには工業団地の造成などによって人口が急増し、児童・生徒数も増加した。児童・生徒数の増加に伴い、昭和40年代後半から昭和50年代半ばにかけて、毎年のように学校が建設され、市内には小学校10校、中学校6校の計16校が設置されている。

市内の人口は、一時の急激な増加はみられないものの、依然として増化傾向にある。

しかしながら、全国的な少子化の波は当市においても例外ではなく、小学校の児童数は、ピーク時の昭和58年の4,803人に対し、17年度3,597人と75%まで減少し、中学校の生徒数についても、ピーク時の平成3年の2,582人に対し、17年度1,919人と74%まで減少している。特に、児童・生徒数の減少は、急激な増加を示した道営北広島団地内の小学校において顕著に現れている。

一方、新たに開発が行われた大曲地区において児童数の増加している学校がある。こうした、「学校の小規模化と大規模化が同時に進む状況は学校規模のアンバランスを生じさせ、教育環境の不均衡のほか、教育効果への影響も危惧される」ことから、小学校の適正規模について当審議会へ諮問された。

1、学校規模の現状について

学校教育法施行規則第17条では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」と規定されている。市内の小学校には、標準学級の12学級を下回る学校が4校、18学級を上回る学校が1校存在している。このうち、急激な人口増加にあわせ建設された北広島団地内の小学校は、平成17年5月1日現在、2校が6学級、他の2校も7学級と10学級となっていて小規模化が進んでいる。

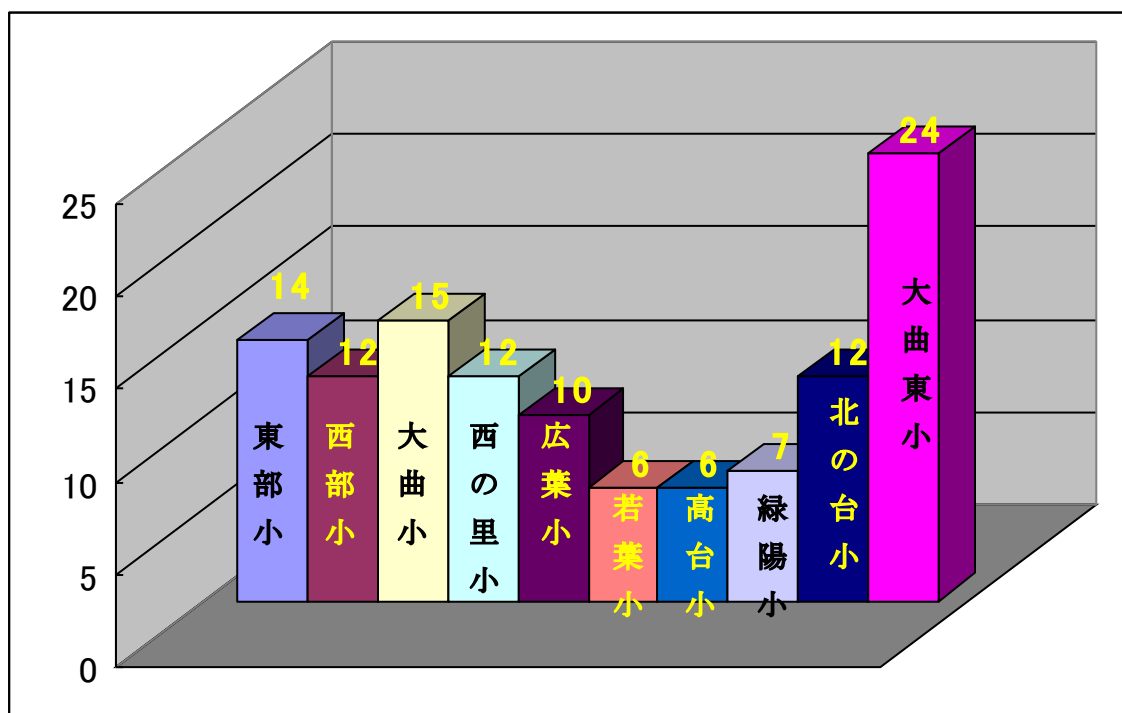
一方、近年開発が進んだ大曲地区の大曲東小学校は24学級となっており、学級数において4倍の格差が生じている。

平成17年4月末日の住民基本台帳を基に推計すると、市内の児童数は今後も減少し、平成17年度の3,597人に対し、平成23年度は3,094人と平成17年度の86%までに減少すると予想されている。この結果、平成23年度には、北広島団地内の小学校では3校が6学級となり、他の1校も8学級と一段と小規模化が進むと予想される。

児童数の減少傾向は、市内で最大の規模をもつ大曲東小学校でも同様で、平成23年度には19学級まで減少すると予想されている。

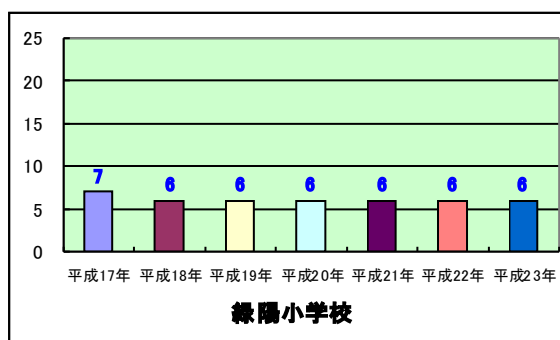
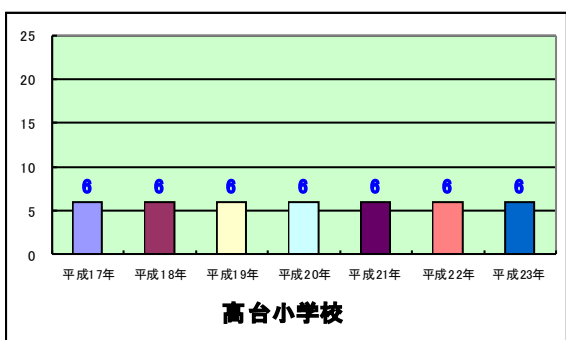
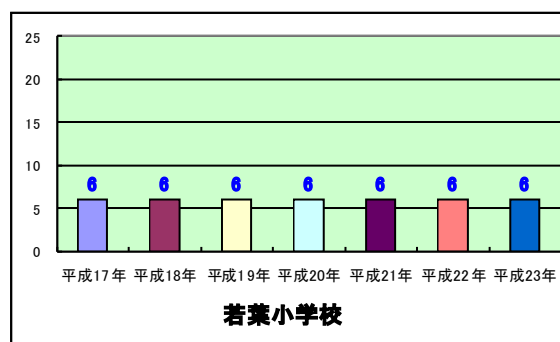
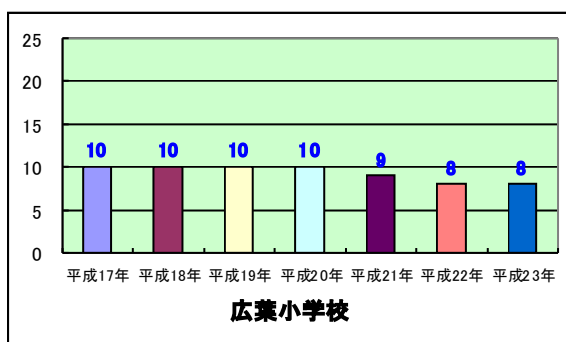
平成17年度の小学校の学級数

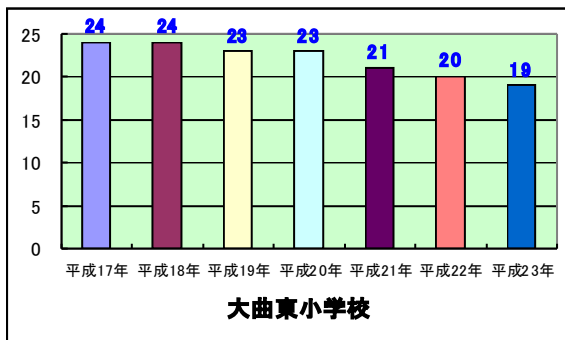
(特殊学級を除く)



標準学級から外れる小学校の今後の学級数の予想

(1, 2年は35人学級で予想)





(平成17年4月末日住民基本台帳に基づく)

2、適正規模を考える視点

少子高齢化、国際化、高度情報化といわれる急速かつ激しい変化が進行する社会情勢の中で、21世紀の学校教育は、大きな転換期にあり、教育の規制緩和と分権化の進行によって様々な教育改革が進められている。

北広島市においては、「すぐれた知性と豊かな心とたくましい身体をもって自然と創造の調和を図り、進展する郷土社会へ貢献する」という教育理念のもと、各学校において地域の状況や学校を取巻く環境等を勘案しながら、独自の教育目標を掲げ、特色ある学校づくりが行われている。小規模校や規模の大きな学校では様々な課題を抱えながらも、教員・保護者が協力し、現状の環境の中で最善の教育が行われるよう努力されている。そうした現状の教育を否定するのではなく、より教育効果があがるという視点に立って適正規模について検討を行った。

また、小学校の構成単位として、児童数及び学級数があるが、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教員定数の標準に関する法律」等教育関連法令において、教科学習の単位や教員配置基準等は、学級数をもって学校規模としている。このため、学級編成については、現行制度を前提としたが、1，2年生について特例的に行われている35人学級の導入が今後も予想されることから、40人学級を基本としながら、1，2年生については35人学級を前提に検討を行った。

(1) 適正規模を検討する根拠

学校教育法施行規則第17条によると「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」と定められているが、但し書きによって、「土地の状況その他により特別の事情がある時はこの限りではない」とされている。また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第2条では、12～18学級を適正規模としたうえで、学校を統合する場合の範囲として、12～24学級が適正であるとしている。こうした法令に基づき、北広島市の地域特性や児童数の動向、学級数の予測を加味して、教育上望ましい学級数の範囲に関し検

討を行った。

学級数による学校規模の分類

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模	-----		
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

(昭和 59 年 文部省助成課資料『これからの学校施設づくり』資料より)

3、北広島市における小学校の適正規模に関する審議会の検討結果

昨年度、市内の校長会では、児童生徒数の減少に伴い、小学校の小規模化の調査・研究を行なっている。市内の小学校には、小規模校が4校、また標準学級数を超える学校はあるが、いわゆる大規模校は存在していない。小規模校と大規模校の長所と短所は、ある意味で表裏一体の関係にある。こうしたことから、小規模校の問題点、課題については校長会での検討結果を参考として、上限の学級数については大曲東小学校の実情を参考とした。

(1) 適正規模に関する基本的な考え方

①教育活動上から

- 学校は集団で教育を行う場であり、集団を生かして様々な教育を行うことができることが利点の一つとしてあげられる。しかし、1学年1学級であれば、習熟度別学習や興味関心に基づくといった多様な授業方法の選択をするにしても限界がある。
- 特別活動の領域である児童会活動等は、一定以上の学級数がなければ役員の選択の幅も狭くなり、活動に支障がでてくる場合もある。
- 学校行事の中で位置付けられている運動会などにおいては、小規模校では盛り上がり欠ける場合があり、クラス対抗等といった方法を取り入れることができず、よい意味での競争意識を醸成させることが困難である。逆に、規模の大きな学校においては、一人の子どもが活躍、活動できる場面、自己表現できる場面が制約される場合もある。

②生徒指導上から

- 子どもたちは、趣味や関心が違う者同士の触れ合いによって社会性を磨き、個性を生み出していく。1学年1学級であれば、小学校の6年間を同じ子ども同士で過ごすことになり、担任が変わるだけで、人間関係の固定化、役割化が進み、良い意味での競争心が失われ、人間関係の幅を広げられなくなってしまう。学級数が多ければ、クラス替えを行う場合、子どもの特性等を考慮し多様

な選択が可能になる。しかし、学級数が多くなればなるほど、子どもの人数が多くなることから、子ども同士のいざこざなど、様々な問題が増加する可能性もある。

- 平成19年度から特別支援教育が実質上開始され、今後一層一人ひとりの子どもを把握していく必要がある。複数の目で子どもを見ていくとき、ある程度名前もわかり、隣のクラスの子供達の様子もわかる必要がある。先生方がお互いをサポートし合い、子どもの状況について交流し、細やかな指導をしていけるような学級数が必要となるが、その上限は1学年4学級程度と考えられる。

③学校運営上などから

- 教員は現場研修の中で教員としての力量が高まっていく。1学年に複数の学級があることによって、学年の打ち合わせや交流の中で教師の子どもを見る目も育ち、力量を高めていくことができる。教員の指導力を高めていくためにも1学年複数の学級が必要である。
- 学校運営上等から、学級数が多くなり教員の数が多くなればなるほど共通理解をするのに時間がかかるようになる。集団が大きくなればなるほど、きめ細かな打合せをしなければ意思統一を図りにくくなり、25学級とか30学級になると困難さが増していくと考えられる。
- 学校建設の段階で24学級を想定して設計された学校で、24学級というのであれば問題はないが、18学級が前提の学校に24学級のクラスということになれば問題であり、施設面も考慮しなければならない。
- 規模の大きな学校にも課題はあるが、子どもには適応能力があり、授業などに支障のない施設が確保されていれば、24学級程度は問題ない規模と考える。
- PTA活動を組織的に行っていくためにも複数の学級が必要である。

(2) 適正規模について

教育活動、生徒指導上、学校運営上などの観点から、児童の教育環境を更に向上させていくために、小学校の適正規模に関して以下のとおりの結論に達した。

「北広島市における小学校の学校規模については、特殊学級を除き、12学級から24学級までを基本とする。」

なお、教育委員会からは、

- 1 市立小学校の適正規模の在り方について
- 2 市立小学校の適正配置の具体的方策について

の2点について諮問されており、今後、適正規模から外れる小学校（北広島団地内にある4小学校）に関して適正配置に関して審議をしなければならないが、適正配置は通学区域と密接な関係にあり、保護者や地域住民の考え方も十分取り入れた上で議論しなければならないと考える。

したがって、今回、適正規模に関して中間答申するので、教育委員会においては、今後の議論に保護者、地域住民の意思が十分反映できるよう配慮願いたい。